

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第2回農業委員会総会議事録

令和5年8月30日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	青野英一郎	委員
	3	青野 誠	委員

第 2 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 5 年 8 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之		
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野		
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
12	田中 裕二		
15	和泉 茂樹		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議 案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議 案第 3 号 現況証明願について
報告事項第 1 号 現況証明の専決について
報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、2回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、1番 青野英一郎委員さん、3番 青野誠委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 現況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)のエに基づき専決したことを報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が知来345番1外1筆、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅地、合計面積1,646㎡、所有者 ●●●●さん、願出人札幌市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和5年4月5日に関係農業委員さんと現地確認済みです。 この案件については、知来345番1について今年4月の総会で議決し現況証明を交付したところですが、隣接する知来362番4についても同一の利用状況となっているにもかかわらず前回の証明願では漏れていたことから、今回あわせて証明願が提出されたものです。この2筆は、一体として利用されていることが現地調査でも確認されており、主たる1筆についてすでに協議済みであることから、専決処分で証明書を交付しました。</p>
	<p>図面で説明いたしますと(14ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の南側知来17号付近の土地となります。</p>
	<p>番号2 土地の所在が富丘79番20外1筆、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅地、面積495㎡、所有者 ●●●●さん、願出人富丘 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和5年8月1日に関係農業委員さんと現地確認済みです。</p>
	<p>この案件は、昨年7月の総会で議決し7月21日付で転用許可を行った案件で、計画どおりに転用が行われていることから専決処分で証明書を交付しました。</p>
	<p>図面で説明いたしますと(15ページ)です。申請地につきましては、町道佐呂間富丘間道路の北側、富丘33号道路沿い、●●●●宅の南側の土地となります。</p>
議 長	<p>以上です。</p>
	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
	<p>報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が共立555番3外7筆、現況地目が畑で合計面積50,186㎡、届出者 共立 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年4月30日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。なお、この届出は、●●●●さんの持ち分であった3分の1の権利を●●●●さんが取得したことの届け出となっております。</p>

議	長	<p>番号 2 土地の所在が啓生 149 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 80,904 m²、届出者 西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 5 年 3 月 5 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>	
大	澤 委 員	<p>番号 1 の持ち分 3 分の 1 とはどういうことですか。 土地の権利を複数の人で共有することがあるのですが、今回の土地はもともと●●●●さんが 3 分の 2 の権利を、●●●●さんが 3 分の 1 の権利を持っていて、今回の報告は、●●●●さんが亡くなったことで、●●●●さんが持っていた 3 分の 1 の権利を●●●●さんが取得したという報告です。</p>	
議	各	長	<p>ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし———</p>
議	各	長	<p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。 報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事	務 局	長	<p>報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。 番号 1</p>
			<p>土地の所在が仁倉 89 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 28,714 m²、契約期間は平成 25 年 5 月 28 日から令和 5 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 3 月 31 日引き渡しの日が令和 5 年 5 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は一部賃貸借です。</p>
			<p>番号 2 土地の所在が知来 424 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 16,453 m²、契約期間は平成 25 年 4 月 25 日から令和 5 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 4 月 30 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
			<p>番号 3 土地の所在が啓生 1 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 35,970 m²、契約期間は平成 27 年 5 月 27 日から令和 7 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 5 月 25 日引き渡しの日が令和 5 年 10 月 30 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
			<p>番号 4 土地の所在が啓生 8 番 1A、現況地目が畑で面積 22,000 m²、契約期間は令和 4 年 1 月 31 日から令和 9 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 5 月 14 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
			<p>番号 5 土地の所在が大成 197 番 4 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 20,509 m²、契約期間は平成 25 年 6 月 27 日から令和 5 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 6 月 8 日引き渡しの日が令和 5 年 6 月 30 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
			<p>番号 6 土地の所在が知来 753 番 2 外 1 筆、現況地目畑が 51,522 m²、採草放牧地が 7,271 m²、合計面積 58,793 m²、契約期間は平成 12 年 5 月 30 日から平成 22 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 4 月 3 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>

議	長	ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	——異議なし——
議	員	議案第1号は原案どおり決定いたします
長	長	議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
事	務	このことについて、事務局の説明を求めます。
局	局	議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
		農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。
		番号1.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が埼玉県 ●●●●さん。土地の所在が仁倉570番、現況地目が畑で面積495㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は40,000円、10㎡当たりの単価は80,000円です。あっせん会につきましては、令和5年4月8日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(3ページ)です。申請地につきましては、仁倉9線道路沿い、仁倉10号付近の土地となります。
		番号2.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉170番、現況地目が畑で面積5,650㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から5年間、賃貸料は年額12,000円、10㎡当たり2,100円で、前は他の土地と合わせて3,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年5月13日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(4ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、仁倉6号付近の土地となります。
		番号3.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉231番1外1筆、現況地目が畑で合計面積8,051㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から5年間、賃貸料は年額16,000円、10㎡当たり2,000円で、前は他の土地と合わせて3,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年5月12日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(4ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、仁倉6号道路の南側、道道留辺薬浜佐呂間線からおおよそ600mほどの土地となります。
		番号4.
		利用権の設定等を受ける者が、富武 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉90番4、現況地目が畑で面積9,990㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から10年間、賃貸料は年額20,000円、10㎡当たり2,000円で、前は他の土地と合わせて3,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年5月13日から1回実施しております。
		図面で説明いたしますと(4ページ)青枠の土地です。申請地につきましては、仁倉6号道路沿い、道道留辺薬浜佐呂間線からおおよそ1.2kmほどの土地となります。
		番号5.
		利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が滝上町 ●●●●さん。土地の所在が知来424番1外2筆、現況地目が畑で合計面積

16,453㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から10年間、賃貸料は年額89,000円、10㎡当たり5,400円で、前回は6,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年6月20日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(5ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の南側知来18号付近の土地となります。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が湧別町 ●●●●さん。土地の所在が大成23番4外1筆、現況地目が畑で合計面積3,161㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は158,050円、10㎡当たりの単価は50,000円です。あっせん会につきましては、令和5年6月7日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(6ページ)です。申請地につきましては、大成9線道路の北側、大成48号付近の土地となります。

番号7.

利用権の設定等を受ける者が、共立 柳原悟さん、利用権の設定等をする者が北見市 千葉孝史さん。土地の所在が啓生1番1外6筆、現況地目が畑で合計面積35,970㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は2,877,600円、10㎡当たりの単価は80,000円です。あっせん会につきましては、令和5年5月25日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(7ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿、啓生43号付近の土地となります。

番号8.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生8番1A外1筆、現況地目が畑で合計面積45,068㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から10年間、賃貸料は年額225,000円、10㎡当たり5,000円で、前回は一部の土地が4,600円でした。あっせん会につきましては、令和5年5月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(7ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い、啓生43号付近の土地となります。

番号9.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成197番4外5筆、現況地目が畑で合計面積20,509㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から10年間、賃貸料は年額71,750円、10㎡当たり3,500円で、前回は4,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年6月9日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(8ページ)です。申請地につきましては、国道333号線沿い、栄交差点から遠軽方面へおよそ500mほどの土地となります。

番号10.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来753番2外2筆、現況地目畑が51,522㎡、採草放牧地が22,069㎡、合計面積73,591㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年8月31日から10年間、賃貸料は年額117,700円、10㎡当たり1,600円で、前回は一部の土地で3,400円でした。あっせん会につきましては、令和5年5月17日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(9ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、知来成金沢道路沿いの土地となります。

番号 11.
利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 752 番 3A 外 2 筆、現況地目畑が 61,638 m²、採草放牧地が 1,295 m²、合計面積 62,933 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 8 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 80,000 円、10 年当たり 1,300 円で、前回は 1,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 5 月 1 日から 2 回実施しております。
図面で説明いたしますと（9 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、知来成金沢道路付近の土地となります。

番号 12.
利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 69 番 2 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 114,351 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 8,945,000 円、10 年当たりの単価は 78,000 円です。あっせん会につきましては、令和 4 年 9 月 10 日から 4 回実施しております。
図面で説明いたしますと（10 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、幌岩 1 線道路沿い●●●●●●●●●●の隣接地と、幌岩浪速間道路沿いの土地となります。

番号 13.
利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 240 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 5,185 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 52,000 円、10 年当たりの単価は 10,000 円です。あっせん会につきましては、令和 4 年 5 月 20 日から 4 回実施しております。
図面で説明いたしますと（10 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、幌岩浪速間道路沿いの土地となります。

番号 14.
利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 105 番 3 外 22 筆、現況地目が畑で合計面積 124,243.70 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 8,492,000 円、10 年当たりの単価は 68,000 円です。あっせん会につきましては、令和 4 年 5 月 1 日から 4 回実施しております。
図面で説明いたしますと（11 ページ）です。申請地につきましては、国道 238 号線と幌岩 2 号道路の間、幌岩 4 線付近の土地となります。
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 ———異議なし———

議 長 議案第 2 号は原案どおり決定いたします
議案第 3 号 現況証明願について
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号 現況証明願について
下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。

番号 1.
土地の所在が知来 91 番 5 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、合計面積 31,755 m²、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。
図面で説明いたしますと、（12 ページ）です。申請地は、知来右岸道路の南側、知来

と仁倉の境界付近の土地と、道道留辺薬浜佐呂間線の北側知来17号付近の土地となります。

番号2.

土地の所在が仁倉89番1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、面積5,203㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと(13ページ)です。申請地は、仁倉6号道路沿い、道道留辺薬浜佐呂間線からおよそ1kmほどの土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 議長 ———異議なし———

議長 議案第3号は原案どおり決定いたします

その他

各委員さんの方から何かありませんか。

各委員 議長 ———ありません———

議長 なければ第2回農業委員会総会を終ります。